書評特集

川出良枝著『平和の追求:18世紀フランスのコスモポリタニズム』をめぐって

《書 評》

川出良枝著

『平和の追求:18世紀フランスのコスモポリタニズム』

2023年 東京大学出版会

Ι

一八世紀は、ヨーロッパにおける勢力拡大もしくは勢力均衡維持だけでなく、第二次英仏百年戦争とも呼ばれる一連の戦いが示すように、商業上の覇権と結びついた植民地獲得が戦争の重要な目的となった時代である。本書はこうした状況下において平和の実現を追求した当時の思想家たちの知的営為をコスモポリタニズムという観点から論じた力作である。著者の議論を支える膨大な一次文献と二次資料の渉猟に費やされた多大な労力、それに立脚した分析の説得力については、本書を実際に手に取る読者自身に判断してもらうことにして、本稿では主として道徳の役割、および連合=連邦構想の射程という二つの問題に注目しながら本書を読み進めることにしたい。そのうえで、その他の補足的な論点をいくつか提示する。

著者は序論において一八世紀の平和構想を三つに分類している。一つは「世界の市民」という理念を掲げ、平和な世界秩序の構築を道徳の問題として論じるもの。二つ目は法や制度によって平和を実現しようとする「法による平和」構想。第三は経済的な相互依存性を根拠に、商業の発展が平和な秩序構築に貢献すると考える「商業による平和」論である。著者自身が指摘しているように、こうした区分は便宜的なものであり、三つの構想は互いに関連しあっているのだが、本稿ではまず、この相互関連を合理的判断への期待とその限界という観点から検討することで、第一のテーマ、つまり道徳的判断の重要性を論じる。

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

植民地獲得戦争,植民地における先住民への暴力,奴隷貿易といった問題を考えれば、商業が平和構築に貢献するという「穏和な商業」論は奇異に映るかもしれない。実際に一八世紀においても商業のこうした陰惨な側面は、経済発展をゼロサムゲームとみなして他国の繁栄を自国の損失とみなす「貿易の嫉妬」や、植民地支配や奴隷貿易を念頭に置いた「忌まわしき商業」といった言葉によって批判の対象となっていた。しかし、著者が主張するように「穏和な商業」論を七年戦争前の過度な楽観主義、植民地支配や奴隷貿易への反省なき時代の産物として切り捨てることは、一八世紀における相異なる商業観の相克を軽視することになるだろう。植民地支配を糾弾する『両インド史』に七年戦争の後ディドロが加筆した文章においても、ヨーロッパ人による暴力に対する告発の背後で、通商それ自体はヨーロッパ、植民地双方に利益をもたらすとの期待は消え去っていないように見える。さらに、商業が有するとされる平和構築機能は現在でもある程度、承認されていると言えるだろう。「経済制裁」という発想は、緊密な経済的相互依存関係には戦争を抑止する。または停戦を促す機能があるとの認識を前提としているはずだ。

ただ、問題はこうした商業の平和構築機能が「合理的判断」への信頼に依拠していることである。まずはこの点を「貿易の嫉妬」を批判したデイヴィッド・ヒュームの議論から確認しておこう。『政治論集』に収録された諸論考によれば、商業の互恵性を考えれば、他国の経済的繁栄が自国の経済的利益と結びつくことは明白であり、戦争は相互の経済的利益を損なう愚行に他ならない。また、貨幣数量説の観点からは「貿易の嫉妬」に駆られ経済的利益を独占しようとする努力自体が無益である。貿易の自由化によって国際競争力が弱い特定の産業部門が衰退することがあっても、国民の間にインダストリが高い水準で維持されている限り、新たな産業部門の開拓は容易だし、経済全体は衰退するはずはないという。

こうしたヒュームの議論は、不合理な「貿易の嫉妬」に由来する保護主義政策、ましてや戦争は避けるのが「合理的」だとの判断に基づいている。しかし、このような見解は貿易の自由化によって実際に深刻な損害を受ける産業に従事する人々を説得することはできないだろう。一七八六年のイーデン条約がフランスにもたらした打撃はそうした例である。

それでも「貿易の嫉妬」は、少なくとも長期的あるいは「マクロ」的には不合理だとの議論は成り立つだろう。しかし、「忌まわしき商業」は合理的判断だけでは克服できない可能性がある。言い換えれば植民地獲得と奴隷貿易は経済的に「合理的」な行為だという議論は成立しうる。安価な原材料供給地、莫大な利益を見込める植民地産品の生産地、本国の工業製品にとっての確実で独占的な輸出市場として植民地を支配することは経済的に「合理的」ではないのか。また、ネイティヴ・アメリカンが激減した中でそれに代わる労働力として黒人奴隷を利用することも「効率的」かつ「合理的」ではないのか。こうした主張が正しいとすれば、植民地を拡大し、奴隷貿易を継続することは経済的に理にかなった行為であり、ホモ・エコノミクスはそれを選択するはずだということになってしまう。ジャン=フランソワ・ムロンも過酷で暴力的な支配への遠慮がちな配慮を示しながらも、結局はこうした「合理的」判断に従っているのは本書が示す通りである(本書p. 203を参照のこと、以下、本書の議論を参照する場合はページ数のみを示す)。つまり、「穏和な商業」論の根幹にある商業の互恵性に基づく「合理的」判断だけでは植民地支配や奴隷貿易が有する経済的「合理性」を打破することは困難だと思われる。また、経済的「合理性」に訴えるという方法では、植民地支配や奴隷貿易がそれが経済的に見合わない行為とならない限り、これをやめさせることはできないだろう。

「穏和な商業」論のこうした限界には当時の論者も気づいていた。本書によればモンテスキューの奴隷制批判はグロテスクな経済的合理主義への反発と規範としての「自然」を根拠にするものだった (p. 210). また、有益性と道徳性の一致を前提とする立場から、奴隷制をコスト計算という面からも批判するミラボーにしても、奴隷制批判の根底にあるのは普遍的同胞愛という規範だったとされる (pp. 234, 240, 247). さらに、ルソーは七年戦争を旧来型の戦争ではなく、植民地争奪のための経済戦争だと看破したうえで、経済的合理性に立脚した商業平和論を批判している (p. 268).

つまり、「穏和な商業」論単独では平和的な秩序の構築には不十分なのであり、それを補うためには 道徳的判断が必然的に要請されることになる。この点は第二のタイプの平和構想である「法による平和」にも当てはまる。本書がこうした構想の一つとして取り上げているアベ・ド・サン=ピエールは、いつ破綻するともしれない勢力均衡に依存するのではなく、主権を有する国家同士が条約を結び、議会を備えた国家連合を形成し、戦争を抑止し、紛争を仲裁することを目指す「永久平和」構想を提唱している。ここでサン=ピエールは自らの構想が「空想的」として批判されるだろうことを十分に意識したうえで、その実現可能性を力説するのだが、彼が頼るのは結局は主権者の「合理的」な判断、言い換えれば功利計算なのである(pp. 159-164)。もっともサン=ピエールが主張する合理性は狭い意味での経済的合理性ではなく、人と人との交流や相互援助、技術の発展などが生み出す社会的有用性をも含む概念ではあるが、それでも、自らの平和構想案は「合理的」であり、ゆえに「実現可能」だとする論理は

書 評 特 集 119

基本的には変わらない. そしてヴォルテールやルソーはこうした主権者による「合理的」判断への依存を理由に、サン=ピエールの構想を空想的だとして批判している (p. 288). ここでは平和への努力が道徳的な義務だとの前提を欠いたまま、合理的判断が平和をもたらすはずだとする議論の限界が問われているように思われる.

この点でフェヌロンは道徳の重要性を強く自覚していたようだ. サン=ピエールとは別のタイプの「法による平和」論として、具体的には万民法に依拠した勢力均衡論として位置づけられる彼の構想においては、そもそも万民法を遵守し、平和的な秩序を維持することは道徳的義務だとされていた(p. 132-137). 彼においては「法による平和」構想はあくまで道徳が命じる目的を実現するための手段であるように見える.

この意味で本書が終章においてカントの平和論を分析していることは重要である。自然状態を脱し、国家を設立することは、ホッブズにおいては諸個人の自己保存を目的とした理性的計算の合理的帰結であり、すでに述べたようにサン=ピエールの平和構想も合理性に依拠しているが、カントは明らかにこうした議論とは一線を画している。カントによれば自然状態を克服し、法によって平和を確立することは道徳的義務であり、人間は利己心を犠牲にしてでも理性が正しいと命じる行動を選択する義務を負っている(pp. 301-303)。カントにおいて注目すべきはその恒久平和構想が制度論として優れているかどうか以上に、彼が合理的判断にのみ依存する姿勢と決別し、平和維持を道徳的義務として位置づけたことにあるのではないだろうか。改革の「実現性」という観点からは、道徳に訴える議論はときに非現実的とされ、「合理性」「功利計算」「損得勘定」に基づく議論のほうが現実的だと思われがちだが、合理性およびカントをめぐる本書の分析はこうした考えに安易に傾くことの危険性を教えてくれる。リン・ハントは『人権を創造する』(岩波書店、2011年)において同胞意識に基づく人権感覚の成立を論じたが、こうした感覚に伴う倫理観やそれに由来する道徳的判断なしに平和を維持、実現することは可能だろうか。著者が整理した三のの類型の平和構想においては、「法による平和」も「商業による平和」も最終的には道徳と結びつき、それに支えられることを必要としているように思われる。そして、カントを論じる終章はこのことを明瞭に示していると言えるだろう。

${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

本稿で取り上げたい第二のテーマは連合=連邦構想である。本書は「法による平和」構想の例としてフェヌロン、サン=ピエール、モンテスキューを主要な対象として取り上げているが、勢力均衡論を取るフェヌロンに対し、サン=ピエールとモンテスキューは平和の維持という観点から国家連合もしくは連邦制を提唱している。現在では連合と連邦は明確に区別されるが、著者によれば一八世紀には両者はまだ十分に分節化されておらず、語彙のうえでも互換的に用いられる場合があったという(p. 173)。それを前提に、本稿でもある程度の独立性を有する邦あるいは国家同士が連結している状態を連合=連邦として理解することにする。

既存の国家同士が連合を形成することで平和を維持しようとするサン=ピエールの構想に対して、モンテスキューは共和国の防衛力強化という観点から連邦国家を提唱している。共和国は小国に適した統治形態であるとする、モンテスキュー以外にも共有されていた当時の通念に従えば、小国であるがゆえに共和国が有する軍事力には限界がある。小さな共和国が巨大な君主国による武力侵攻からいかにして国を守るかという、マキャヴェッリ以来の問題に対して提示されたひとつの解決策が連邦制である。つまり、複数の小共和国が連邦を形成することで防衛力を強化し、侵略戦争を抑止しようという構想である。この場合、連邦を構成するそれぞれの邦はいうまでもなく共和国のままである(p. 174)。

モンテスキューのこうした構想はルソーにも引き継がれている。主権者たる市民が直接参加する人民 集会を通じた一般意志の表明というかたちで立法権が行使されることを求めるルソーにとって、国家の 規模は人民集会が可能である程度に小さいことが必要であった。そして小国であるがゆえの防衛力の不足を補うものとして彼はモンテスキューと同じく連邦制を提唱するのだが、著者によれば、ルソーはここで国家の安全保障とは異なる独自の観点から連邦制の意義を論じているという。それは大国が必然的に陥る無秩序あるいは専制状態を防止するという役割である。つまりルソーにおいて連邦制は防衛力強化の手段であるにとどまらず、国家単位をより小さく分割することで専制化を防ぐものとして期待されているのである(pp. 292-293).

専制化の阻止と防衛力の強化による戦争の回避とはそれぞれが別の問題であるようにも見えるが、君主一人の判断で戦争を可能とする点で絶対王政という統治形態そのものを問題視し、国民全体の利害が国政に反映される仕組みが必要だとしたフェヌロンの議論を考えれば、専制化の抑止と平和の維持とは結びついている(pp. 131-132). あくまで君主政を前提として国王への過度な権力集中を批判するフェヌロンの政治構想と、ルソーの人民主権論はまったく異なるものではあるが、両者とも国民の意志と利害を国政に反映する政治体制が戦争を抑止するのに有効だとの見方では共通しているように見える.

多様な平和構想を分析対象とする本書においては、このように防衛力の強化、戦争の抑止が連合=連邦案の主要な機能として位置づけられ、専制化の防止という、ルソーが重視したもう一つの役割も戦争回避に寄与するものとされている。しかし、一八世紀において連合=連邦構想は平和維持という目的に限定されることなく、多様な広がりをもっていたのではないだろうか。たとえばフェヌロンと同様に全国規模での地方三部会の設置を求めたミラボーの主張も、過度な中央集権化への対抗策としての一種の連邦制と見ることができる。そこでは地方三部会を主導するのは貴族だとされており、ミラボーのこうした構想の中には貴族の政治的復権を求める貴族イデオロギーと、王権を制度的に抑制することを目指すコンスティテューショナリズムが混在している。逆にブーランヴィリエを標的として貴族イデオロギーを批判したダルジャンソン侯爵も地方議会制度に基づく連邦制を提唱している。名誉特権を除く身分特権の廃止を訴え、全国に設置される地方議会議員となる要件を身分ではなく土地所有だとするダルジャンソンにおいて、地方議会の目的は、地方の細かな実情を知ることができない中央政府に代わって地方行政権と徴税実務を完全に地方が担うというかたちで分権化を進めることである。ダルジャンソンによればこうした分権化、彼の表現に従えば、君主政の中に細分化された「人民的政府」を設置することは、王権を弱体化させることではなく、逆に強化することであり、これこそが「よりよく理解された君主政」であり、君主政の濫用である暴政を抑止するという。

これらの提案はあくまで現実の政治体制に対する思想家たちの批判、オルタナティヴの提示と見なされるものだが、地方議会案はこの後も繰り返し登場する。構想は抱きながらも政策として立案することは避けたテュルゴは別としても、ネッケル、カロンヌといった大臣たちは地方議会案を実現しようとしたし、永見瑞木によれば、コンドルセにいたっては地方議会案は立憲王政のもとでの「国民議会」を見据えたものへと変化している(『コンドルセと〈光〉の世紀―科学から政治へ―』白水社、2018年).

このように連合=連邦案は、一八世紀フランスにおいて、専制、少なくとも過度な中央集権化を抑止するための制度として、権力分配論に匹敵する重要性を持っていたのではないだろうか、その重要性は連合=連邦案が単なる理論的な提案にはとどまらず、実現を見据えた政策課題となっていったことにも表れている。また、連合=連邦案の制度設計、そこに込められたイデオロギーも論者によって多様である。さらに、ヒュームの「完全な共和国についての設計案」やアメリカ合衆国を考えれば、その地理的射程はフランスを遥かに超えるものとなる。本書において著者が着目した連合=連邦案は、平和的秩序の形成という文脈を超える重要性を持ち、一八世紀の政治思想を考察するうえで極めて興味深いテーマであるように見える。

書 評 特 集 121

V

以下では、これまで論じてきた二つのテーマと関連するとはいえ、独立した別の問題としての側面も 有する論点を示したい.

ひとつはフェヌロンにおける祖国愛の問題である.人類愛と祖国愛を共存可能なものとする論理として、著者はストア派に由来するオイケイオーシスという概念を取り上げている.この概念を用いて、フェヌロンの中に宗教に裏付けられた人類愛を基盤としたコスモポリタニズムを強調したのは、彼の伝記作者でもあったラムジーだが、フェヌロン自身にもこうしたコスモポリタニズムは存在したとされている(pp. 26-31).ただし、その一方でフェヌロンには祖国愛への強烈な愛着が見られることも確かである.不当な処遇が原因だったとはいえ、祖国フランスを捨て、神聖ローマ帝国軍を率いてかつての主君フランソワー世と戦ったシャルル・ド・ブルボン大元帥は『死者の対話』に二度登場するが、彼に対するフェヌロンの評価は厳しい。どのような理由があろうとも祖国を裏切ることは許されず、また死者となったブルボン大元帥も自らの振る舞いを悔いている。そこにはラムジーが広めようとしたコスモポリタニスト・フェヌロンとは異なる面が垣間見られるのではないだろうか.

祖国愛について言えば、一八世紀は祖国愛からナショナリズムへの移行が始まった時代とされることがあり、本書でもこの点への言及が見られる(p. 261). こうした評価自体に異論はないが、当時の萌芽的な「ナショナリズム」は国制の優劣と関連していた可能性があるのではないか。著者も言及しているバセ・ド・ラ・マレルも、英仏の祖国愛を比較する中で、イギリスの政体を共和政とみなし、共和政における祖国愛には、事実上、放縦に他ならない自由と激しい党派争いが生み出す内乱を防ぐ力もないと批判する. そのうえで、国王への愛と忠誠によって結束した君主政国家フランスの方が強固な祖国愛を持つと主張するのである. また、「祖国」という言葉の使用を広めた立役者の一人とされるアベ・コワイエは、逆に、共和政であるがゆえにイギリス人は強い公共精神を有し、愛国的であるとしている. 両者の主張は真っ向から対立するが、いずれも祖国愛の強弱は政体の優劣と結びつけられている. つまり、祖国愛という観点から見た国民としての優劣は、固有の民族性によって支えられるというより、政体が生み出す国民の性格と深く関わっている. この点で当時のナショナリズムは、一八世紀における重要な概念である「習俗」の一部として理解すべきなのかもしれない.

最後に共和政と平和志向の関係について触れておく。サン=ピエールは共和国は君主国に比べより合理的な判断を下すに違いないとの期待ゆえに、自身の連合構想には共和国のほうが好意的なはずだと考えていたという(p. 149)。また、すでに述べたように、ルソーも専制の抑止と戦争の防止を一体のものとして把握していた。彼によれば「一方では戦争と征服が、他方で専制の進行が、相互に協力しあっている」(p. 288)。こうした見解を支えているのは、戦争による災禍を誰よりも蒙るのは一般の市民たちであり、そのため、彼らは戦争に対して慎重な判断をするはずだとの想定である。しかし、こうした想定は現実によって裏切られているように思う。一八世紀における数少ない連邦共和国だったオランダは平和志向の国だったと言えるだろうか。ルソー自身も「祖国への愛」と「人類への愛」の相克を論じながら、古代スパルタの強固な祖国愛が排他的な心情と結びついていたことを認めている(p. 271)。そしてスパルタ共和国が平和志向とは程遠い軍事国家であったことは言うまでもない。また、「貿易の嫉妬」に囚われるという点で、共和国と君主国の間に違いはないだろう。だとすれば、なぜ共和政と平和志向を結びつけることが可能なのか、ルソーはこの点に明確に答えているようには思えない。

V

サン=ピエールの計画はしばしば空想的と揶揄されたし、フェヌロンも理想主義者と見なされる場合がある.しかし、一八世紀の平和構想が現実的だったか否かという議論にはあまり意味はないだろう. また、制度論と道徳論の優劣を問うことも生産的とは言い難い.むしろ重要なのは両者が切り離せない ことを認識することだと思われる. 研究の目的とは、過去の議論に白黒をつけることではなく、著者自身が指摘するように、検討すべき課題が何であったかを浮かび上がらせることだろう. そして、この目的を十分に達成していることが、本書の最大の魅力である.

道徳的義務を強調するカントの姿勢は、一八世紀の平和構想を非現実的、理想主義的、観念的といった言葉で非難する態度への痛烈な反論と見ることもできる。こうした非難をいたずらに重ねても何も生まれない。重要なのは、何が克服すべき課題かを見つめることであり、本書はその意味で、一八世紀の思想家たちが格闘した諸課題を私たちに明らかにしてくれるのである。

〔森村 敏己〕

書評執筆者

森村 敏己 一橋大学大学院社会学研究科